

## 第6節 災害広報計画

災害時における県民の人心の安定と災害応急対策活動を円滑，かつ効果的に実施するための災害広報計画は，本計画の定めるところによるものとし，特に高齢者，障害者等災害時要援護者に配慮した広報を行うよう努めるものとする。

### 主な実施機関

市町村，県（危機管理局，秘書課），西日本電信電話（株），  
（株）NTTドコモ四国，日本放送協会徳島放送局，西日本高速道路（株），  
本州四国連絡高速道路（株），四国旅客鉄道（株），四国電力（株），四国ガス（株），  
四国放送（株），（株）エフエム徳島，（社）徳島県エルピーガス協会，  
阿佐海岸鉄道株式会社

## 第1 県が実施する広報

### 1 広報事項

報道機関に対する情報発表及び広報の内容は次のとおりとする。

- (1) 被害状況の概要
- (2) 一般住民，被災者に対する協力要請及び注意事項
- (3) 応急対策の実施状況
- (4) 交通規制の状況に関すること。
- (5) 災害発生地域，規模等に関すること。
- (6) 被害状況及び復旧見込みに関すること。
- (7) 防災機関の防災体制及び措置に関すること。
- (8) 災害に関する注意報，警報及び勧告指示等に関すること。
- (9) 人心の安定，被害の防止等に関すること。
- (10) その他災害に関して県民に広報すべきこと。

### 2 広報手段

県民に対する広報手段は，次によるものとする。

- (1) 新聞，ラジオ，テレビ等報道機関に対し情報及び必要な資料を提供し，協力を要請する。
- (2) 広報紙，ポスター等の配布，掲示による広報を行う。
- (3) 広報車による移動広報を行う。
- (4) 消防防災ヘリコプターを活用し，広報を行う。
- (5) 有線放送による広報を行う。
- (6) パソコン通信，インターネットの活用による広報を行う。

(7) 航空機等による広報について協力を要請する。

### 3 国会及び各省庁等に対する広報

国会及び各省庁等に対して迅速に災害情報及び資料等を提出して災害の実態を訴えるものとする。

## 第2 市町村が実施する広報

市町村が実施する広報活動において重点をおくべき事項は、次のとおりとする。

- 1 災害時における市町村民の注意事項
- 2 災害に係る情報及び被害の状況の周知
- 3 市町村等の実施しつつある災害対策の概要
- 4 避難の勧告，避難先の指示及び避難所での心得
- 5 災害復旧の見通し
- 6 電気ガス水道供給の状況
- 7 その他必要事項

## 第3 指定地方行政機関，指定公共機関その他の防災機関が実施する広報

指定地方行政機関，指定公共機関その他の防災機関は，各防災業務計画等に定めるところにより，災害の態様に応じ適宜適切な災害広報を実施するものとする。特に次の機関は，それぞれの措置をとるものとする。

### 1 日本放送協会徳島放送局，四国放送株式会社及び株式会社エフエム徳島

災害時又は災害の発生が予想される場合，日本放送協会徳島放送局にあっては災害関連番組を機動的に編成し，また，四国放送株式会社及び株式会社エフエム徳島にあっては状況に応じて特別番組の編成等を行い，災害時の混乱を防止するとともに，県その他関係防災機関からの災害の通報事項にたいしては，的確かつ臨機の措置を講じて一般に周知徹底を図る。

### 2 四国電力株式会社

広報車及び報道機関等を通じ，被害箇所の復旧見通しや感電障害事故防止について県民への周知に努める。

### 3 四国ガス株式会社

広報車及び報道機関等を通じ，被害箇所の復旧見通し及びガス漏れによる事故防止について県民への周知に努める。

### 4 四国旅客鉄道株式会社及び阿佐海岸鉄道株式会社

被害箇所の復旧見通し及び輸送の状況について，駅内の掲示板，案内所等へ掲示して一般

住民への周知を図る。

また、災害時において、県、市町村から災害広報資料の貼付を依頼されたときは、これに協力する。

5 西日本電信電話株式会社徳島支店及び株式会社エヌ・ティ・ティドコモ四国徳島支店  
報道機関等を通じ、被害の復旧見通しについて県民への周知を図る。

6 西日本高速道路(株)四国支社徳島管理事務所及び本州四国連絡高速道路(株)鳴門管理センター

(1) 被害箇所の復旧見通しや道路の通行状況については、情報板及び道路交通情報センターを通じ広報する。

(2) 災害時において、県、市町村から災害広報資料の提出を依頼されたときは、これに協力する。

7 社団法人徳島県エルピーガス協会

広報車及び報道機関等を通じ、被災箇所の復旧見通し及び液化石油ガス漏れによる事故防止について県民への周知に努める。

(注) 災害対策基本法施行令第22条に基づく協定  
災害時における放送要請に関する協定  
日本放送協会の災害報道体制  
四国放送非常事態対策要綱  
エフエム徳島非常事態対策要綱  
緊急警報放送システムによる放送要請に関する覚書

を別冊資料編に添付

#### 第4 広聴活動

各防災機関は、災害時に被災住民、関係者等からの相談・照会・苦情等に対応するため、相談窓口等の設置等を行い、適切な応急対策の推進に努める。